

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線 名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市小手指町一丁目四三番一 地先から同市小手指町一丁目四 五番五地先まで		区 間
一六・〇〇	一一・五〇 十六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・三〇		延長 (メートル)
道路改良事業によ る。		備 考